

平成26年度 第1回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成26年4月21日（月）14時30分から15時07分まで

2、開催場所：西宮市役所東館8階804会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田	昭光
会長職務代理者	2番	坂口	文孝
委員	3番	八木	米太郎
	4番	田中	良平
	5番	松本	俊治
	6番	森畑	義明
	7番	大前	輝雄
	8番	前田	豊
	9番	松井	祐一
	10番	岡本	久一
	11番	茶谷	勝視
	12番	高田	孝
	13番	尾崎	清政
	14番	丸	幸良
	15番	奥村	幸弘

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

議案第2号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定に基づく届出受理の件

報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増田 俊也
係長	水田 正清
主事	北島 知晶

議長 委員の皆様、本日はご苦労様でございます。只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議長 それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、8番の前田委員と9番松井委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、これより議案審議に入りますが、その前に4月1日付けで、人事に変更がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局 (事務局報告)

議長 よろしく願いします。

議長 それでは、これより議案審議に入ります。

事務局 まず、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」についてでございますが、議案書1ページと2ページにおきまして2件ございます。1ページをご覧ください。

【議案第1号を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にありますように、番号1については許可することができない場合を定めた農地法第3条第2項第2号の農業生産法人以外の法人に該当しますが、例外的に許可できる場合を定めた農地法第3条第3項の規定が求める、解除条件付貸借契約書の写し、1名以上の常時従事役員の報告書の提出を受け、許可を受けた後に、地元農会や農業委員への誓約書の提出が約束されているため許可要件のすべてを満たすと考えられます。次の番号2については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えられます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。次に、地元委員の説明をお願いいたします。丸委員、尾崎委員の順をお願いいたします。

丸(14番) まず、議案第1号の1について説明をいたします。地図のほうは資料の議案第1号の1番です。申請農地は、阪神高速北神戸線、西宮山口南インターを下りて県道98号線のところから西へ約300メートル、道路に面して申請地がございます。当該農地では従前、所有者である医療法人内海慈仁会と株式会社マイファーム滋賀農場との賃貸契約で耕作されていたのですが、

本年3月14日に法第18条第6号の規定に基づき、合意の解約をされました。それで新しい借り人は、農業従事実績も十分ありまして、下限面積もクリアし、耕作に必要な機器も準備されており、この度農地法第3条許可申請につきましては、許可されても問題は無いと考えます。以上でございます。よろしく申し上げます。

尾崎(13番) それでは議案第1号の2についてご説明いたします。申請農地は、添付の地図でもお判りのように、船坂の広範囲に渡っております。貸し人は、相続によりこれらの農地を取得しましたが、農業経験もないためこの度3条申請をされました。甥にあたる人が4人いるんですけどその方が相続をされたということで、その方は船坂には住んでおられません。農業の経験がないので、農地の売買をするものと申請がありました。借り人は、船坂第1農会に所属し農業経験も豊富で、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。また、農業に必要な機械も所有していることから、許可されても問題は無いと考えます。

ただし、申請農地のうち船坂字北谷213、214番については現況が竹やぶであるため、許可すべきではないと考えます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明が終わりました。本件に関しましては、尾崎委員の説明にもありました、船坂字北谷の213番、214番は現況が竹やぶとの事ですので、許可しがたいと考えますが、ご質問、ご意見はございませんか。

松本(5番) これは相続で受けて売るのが。

尾崎(13番) 山崎さんが買うんです。

松本(5番) 売買された人は農家の経験があるのか。

尾崎(13番) はい。機械ももってます。

松本(5番) 上中さんが山崎さんに売ることだが、山崎さんは今船坂で農業をされてるのか、ということです。

尾崎(13番) されてます。

松本(5番) どのくらいしておられるんですか。

尾崎(13番) 4反ほどですかね。

松本(5番) 今の農地にプラスして耕作されるのか。

尾崎(13番) はい、息子さんがいらっしゃいますので。

松本(5番) 農業経験があるなら、農業経営を拡大されるのは結構です。買主の女性は何歳くらいなんですか。

尾崎(13番) 80歳くらいですかね。息子さんがいらっしゃいます。60歳くらいです。勤めています。

松本(5番) 耕作はできるのか。

尾崎(13番) 息子さんが昭和27年生まれで勤めながらも耕作をされていて、お母さんである光江さん自身も農業従事経験も50年ほどあって耕作をされています。

松本(5番) 80歳を超えてるわな。

尾崎(13番) そうですね。

松本(5番) 地元の委員さんは213番214番は許可しにくいと言っているが、どうなんですか。

事務局 もともてここが213、214番だと示されていたところが違う方の農地で、それを尾崎委員が指摘してくださって、その田ではなくてその上の竹藪になってるところがほんとは213、214番なんですって教えてくださいました。ただ議案にあげてからそのことが分かったんです。なので、今回この2筆については不許可ということで尾崎さんにも説明していただいているんです。

議長 新たに2つこれを雑種地にするかなにかにしてもらって今度改めて申請を出してもらおうということではよろしいか。

松本(5番) いいです。

議長 ほかになければ、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、船坂字北谷の213番214番を除き許可することとしてご異議ございませんか。

議長 ご異議がないようでございますので、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、船坂字北谷の213番214番を除き許可することにいたします。

議長 続きまして、議案第2号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」でございますが、議案書3ページに2件ございます。

【議案第2号を議案書に基づき朗読】

番号1の土井久榮氏は平成25年6月30日に85歳で死亡し、博夫氏が当該農地を相続することになりましたが、当該農地を維持することが困難な状態です。また、番号2の樋口龍一氏は平成24年10月4日に85歳で死亡し、萩原優子氏が当該農地を相続することになりましたが、同様に当該農地を維持することが困難な状態となっております。いずれも生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取

申出をするにあたって、被相続人が農業委員会に対し当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いいたします。
松井委員、岡本委員の順にお願いします。

松井(9番) 議案第2号の1についてご説明させていただきます。薬師町の申請農地でございますけれども後ろに添付の地図がございますので、お分かりいただけることと思っておりますけれども、高木小学校の北西約130メートルのところがございます。申請地は耕作地として以前から適正に管理をされています。以上で地元委員の説明を終わらせていただきます。

岡本(10番) 続きまして議案第2号の2です。裏の地図を見ていただいたとおりで小曾根線のところですか。小曾根町4丁目の申請農地は添付の地図でもお分かりと思いますが、コープこうべの北100メートルのところにあります。申請農地は耕作地として以前から適正に管理をされています。以上で地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (質問、意見なし)

議 長 なければ、議案第2号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第2号につきましては、証明書を交付することといたします。

議 長 それでは、これより報告案件に入ります。まず、報告第1号「農地法第4条の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書4ページに2件ございます。

【議案書朗読】

これらの農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長	続きまして、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書 5 ページに 2 件ございます。
	【議案書朗読】
	これらの農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。
議 長 委員一同	事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (質問なし)
議 長	質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第 3 号「農地法第 1 8 条の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	報告第 3 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定に基づく解約等の通知の件」でございますが、議案書 6 ページに 1 件ございます。
	【議案書朗読】
	これらの農地については平成 2 3 年 9 月 1 日に農地法第 3 条の許可を受け、賃貸人を医療法人内海慈仁会、賃借人を株式会社マイファーム滋賀農場とする賃貸借契約が平成 2 3 年 1 0 月 1 日から平成 2 6 年 9 月 3 0 日まで結ばれていましたが、契約期間が満了する前に、双方合意の上で契約を解除するものです。その後、議案第 1 号番号 1 でもご審議いただきましたとおり、賃貸人を医療法人内海慈仁会、賃借人を株式会社やさい物語とする賃貸借契約を結ぶため新たに 3 条許可申請が出されたものです。添付書類も含め、通知要件を満たしておりましたので報告します。
議 長 委員一同	事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (質問なし)
議 長	質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。
議 長	最後に、報告第 4 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	報告第 4 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書 7 ページに 3 件ございます。
	【議案書朗読】
	3 月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。
議 長	本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同
議 長
議 長

(質問なし)

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。
以上を持ちまして、本日予定いたしておりました案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。